

高額療養費・限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」により、病院での医療費のお支払いが診療月毎に自己負担限度額までに軽減されます。

【オンライン資格確認について】

令和3年10月20日以降、患者さん自身が申請に行かなくても、オンライン資格確認により限度額適用認定証情報、限度額適用・標準負担額減額認定証情報、特定疾病療養受療証情報を取得できるようになりました。適用を希望しない場合のみ、お申し出ください。

(オンラインで確認できない場合は、ご自身での申請をお願いしますのでご了承ください。)

【自己負担額について】

年齢や所得により異なります。詳しくは下表をご参照ください。

※ 最終的な決定は保険者からのオンライン情報で判断いたします。

※ 通常分娩等で入院費が自費扱いになった場合は、適用できません

<70歳未満の患者さん>

適用区分		自己負担限度額 (月毎)	入院時の食事の標準負担額 (1食につき)
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※多数該当：140,100円	※460円 (下記に該当しない指定難病・ 小児慢性特定疾患等の方は260円)
イ	年収約770万円～ 1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※多数該当：93,000円	
ウ	年収約370万円～ 770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※多数該当：44,400円	
エ	年収370万円以下	57,600円 ※多数該当：44,400円	
オ	住民税非課税者	35,400円 ※多数該当：24,600円	

<70歳以上の患者さん>

適用区分		自己負担限度額 (月毎)	入院時の食事の標準負担額 (1食につき)
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※多数該当：140,100円	※460円 (下記に該当しない 指定難病の方は260円)
	Ⅱ 年収約770万円～ 1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※多数該当：93,000円	
	Ⅰ 年収約370万円～ 770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※多数該当：44,400円	
1割 2割	年収約156万円～ 370万円	57,600円 ※多数該当：44,400円	
非住民 課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円	100円

《ご注意》

- 医療機関、調剤薬局、医科・歯科別、入院・外来別の計算になります（入院時食事療養費、室料差額、診断書代等は対象外）。
 - 診療月毎（例：1月31日～2月18日までの入院の場合は1月分・2月分と別々）の計算になりますので、それぞれの月ごとに自己負担限度額までお支払いいただくことになります。
- ※療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減される場合があります。

【世帯合算について】

複数の医療機関の受診や、同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります。）の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

<70歳以上（1割・2割）/AさんとBさんが同じ世帯にいる場合>

被保険者 A

甲病院(入院)
自己負担額 49,000 円
(医療費: 490,000 円)

被保険者 B

乙病院(外来)
自己負担額 8,000 円
(医療費: 80,000 円)

丙薬局
自己負担額 4,000 円
(医療費: 40,000 円)

世帯合算
世帯合算後の 自己負担額
+ 49,000 円
+ 8,000 円
+ 4,000 円
= 61,000 円

57,600 円を超
える 3,400 円
が高額療養費の
支給額となる